

発 監 第 8 号
平成25年7月11日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫	様
北 栄 町 議 会 議 長	青 亀 恵 一	様
北栄町教育委員会委員長	福 光 純 一	様
北栄町農業委員会会長	濱 坂 良 男	様

北栄町代表監査委員 前 田 茂 樹

北 栄 町 監 査 委 員 阪 本 和 俊

平成25年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成25年5月22日（水）、23日（木）、24日（金）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）平成24年度補助金状況について

各課から、状況調書、実績報告書、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）公共施設の太陽光発電状況について

北条小学校、由良こども園の太陽光発電について、現地確認を行うとともに、状況調書を提出させ、担当課長等から聴取。

（3）風力発電の稼働実績と修繕状況について

北条風力発電所の現地確認を行うとともに、状況調書を提出させ、担当課長等から聴取。

4 監査意見

風力発電事業に係る起債の繰り上げ償還について

再生可能エネルギーの固定買い取り制度の施行に伴い、平成24年11月分から適用になり、中国電力への売電収入が大幅に増大することとなった。風力発電特別会計（平成24年度末）の状況を見ると、基金残高351,008千円、起債残高（元金）944,200千円となっている。

今後施設の更新を行うと仮定すると減価償却相当分の積立をしておく必要があり、これを考慮すると大幅な赤字状態といえる。また、施設の修繕状況を見ると経年劣化の為、年々修繕費及び停止日数も増加しており今までどおりの売電量の確保は見込めないものとする。

以上の事から、今回の売電収入の増収は特別会計の特性から先ず、起債の繰り上げ償還に充当するのが適当と考える。